

業務委託契約書（案）に関する質疑への回答

No.	頁	条項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	25	別紙4	1(3)	業務委託費の見直し	③「電力従量料金」は電力料金の従量料金支払額を基準とし、その年変動率の±1.5%増減を対象とするとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	25	別紙4	1(3)	業務委託費の見直し	(3)には薬品、ガスなど項目がありません。薬品、ガスなどの指標は参加者が提示する原単位が指標となり、指標に対し、実績が±1.5%増減した場合、見直しをして頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	(3)に記載のないものは消費者物価指数又は国内企業物価指数等を基に補正を行います。詳細については、契約時の協議により決定します。
3	26	別紙4	2	緊急時、災害時対応に対する精算	人件費以外で緊急対応に係った費用が発生した場合、その費用は精算対象になると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
以下、再募集後の質疑への回答を示す。						
4	2	第4条第1項ほか		統括責任者及び副統括責任者	「〇〇日以内」は、営業日ベースではなく、暦日ベースという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	5	第13条1項		放流水質目標基準または放流水質法定基準を満たさない場合	ただし～第15条第4項は有りませんが、どこを指しますか。	「又は15条4項」の文言を削除します。なお、本契約書は案として作成したものであり、詳細は契約時の協議により決定します。
6	7	第19条第5項		修繕	各年度の修繕実績集計額が各年度の修繕設計額を超過した場合は、以下の理由から、超過分は甲の費用負担としていただきたく、お願いします。 ・第1期事業期間内に発生する修繕は、従来の維持管理・保全を担ってきた甲に起因する可能性が高いこと。 ・超過修繕を乙が負担することになると、負担増を懸念した乙にて、必要な修繕行為を躊躇うディスインセンティブとなりうる	超過修繕については、協議の上実施しその費用は清算します。 詳細は契約時の協議により決定します。

業務委託契約書（案）に関する質疑への回答

No.	頁	条項	号	項目名	質疑の内容	回答
7	10	第27条第1項		契約不適合責任	「引き渡された修繕部分」について、「引き渡し」の認識時点は、毎月の修繕実施報告書の提出時点になるでしょうか。契約不適合期間の起算点になるため、明確にしておきたいと質問する次第です。	毎月の修繕報告書が提出された時点を想定していますが、詳細は契約時の協議により決定します。
8	11	第29条第5項		損害賠償	「自己の費用により必要な保険に加入」とありますが、必要な保険を検討するに当たり、保険付保方針（溢水による賠償など）をご教示ください。	維持管理の瑕疵によって生じた事故に起因して、対人事故や対物事故（市の資産を含む）が生じた場合に保証できる保険としてください。
9	11	第31条4項		期間満了による終了	第21条第3項から7項とありますが、21条は5項までしか存在しません。第21条第3項から5項でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約時の協議の際に、訂正します。
10	12	第32条1項		甲による契約解除	第13条の第5項ではなく4項ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。契約時の協議の際に、訂正します。
11	13	第32条4項		甲による契約解除	第21条第3項から7項とありますが、21条は5項までしか存在しません。第21条第3項から5項でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。契約時の協議の際に、訂正します。
12	13	第34条第1項		違約金	違約金の積算基礎となる「頭書記載の業務委託費」には、物価変動に拠る増減分は加味されない、との認識でよろしいでしょうか。	違約金の積算日の委託業務費にて算出します。詳細は契約時の協議にて決定します。
13	15	第38条第4項		甲による委託内容の変更	第32条第2項にただし書きは有りませんが、どこを指しますか。	文言を削除します。契約時の協議の際に、訂正します。
14	16	第40条第1項		不可抗力	新型コロナウイルス等の疫病についても不可抗力に加えて頂けますでしょうか。	疫病に関しては、不可抗力として認めないと考えてます。疾病が発生しても維持管理に支障をきたさないよう万全な体制をとっていただきたいですが、対応等については協議に応じます。
15	19	別紙1		リスク分担表	No.9第三者賠償リスクは、帰責事由が乙にあるもののみでそれ以外は負担者は甲でよろしいでしょうか。No.13環境保全リスクはそういった趣旨と読み取れます。	お見込みのとおりです。

業務委託契約書（案）に関する質疑への回答

No.	頁	条項	号	項目名	質疑の内容	回答
16	19	別紙1		リスク分担表	No. 32乙発注の「修繕工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足は乙のリスクとなっていますが、不安定な世界情勢から、半導体不足など受託者でコントロールできない事象も多く、その場合は別途協議とさせていただきますでしょうか。	乙の事由によらない場合は、協議に応じます。
17	19	別紙1		リスク分担表	No. 33「情報・条件のリスク」は、甲乙双方負担ではなく、開示者である甲負担としていただくようお願い致します。	原則は市と想定していますが、情報・条件の内容により判断が必要となるため、最終的には協議により決定するものとします。
18	19	別紙1		リスク分担表	以下をリスクの種類として追加いただきますよう、お願いします。 ・施設不適合リスク：業務開始前の維持管理・保全・修繕の不備によって生じた施設の劣化に起因する施設損傷→甲負担 ・安全衛生管理リスク：既存施設の安衛法上の基準が満たされていない場合の対応リスク→甲負担	追加を検討しますが、業務当初の施設機能報告書にて双方確認することとしており、その際に責任分担が明確になると想定しています。最終的には協議により決定するものとします。
19	20	別紙2		要求水準を満足しない場合の対応	第1段階 目標水質の未達でも直ちに報告するとあるが、目標水質は年平均で決められているものもあり、目標水質が未達の場合の報告は年次でよろしいでしょうか。	目標水質の年平均で定められているものは、年次で問題ありません。 詳細は契約時の協議により、決定します。
20	26	別紙4		業務委託費の見直し	1（3）⑦保険料について、不可抗力による損害発生時、乙が付保した保険を適用する（甲より適用を求められる）可能性はあるでしょうか。仮に適用する場合は、それに伴う保険料値上がり分は甲にて全額負担いただくようお願いいたします。	不可抗力によって損害が発生した場合は、市の保険を適用します。
21	26	別紙4		業務委託費の見直し	「乙の創意工夫、効率的な運転管理より、～乙へ配分する。」とありますが、受託者の創意工夫によるユーティリティ費用の削減内容については、削減内容を記載した報告書にて判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	その他				通常の運転管理を行う上で、他社の特許に抵触するものはないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

業務委託契約書（案）に関する質疑への回答

No.	頁	条項	号	項目名	質疑の内容	回答
23	25	別紙4		業務委託費の見直し	<p>以下のような項目については、優先交渉権者決定後、貴市との協議で定めるとの理解でよろしかったでしょうか。</p> <p>①具体的な見直し時期 ②どのような指標をどのような計算式で使用するのか ご教示願います。</p>	<p>お見込みのとおりです。 今のところ、見直し時期は年度末、指標については別紙4の内容を想定しています。</p>